

東京都母子保健運営協議会の概要

1 背景

平成9年4月1日に母子保健法等が改正され、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては原則として市町村に委譲され、市町村において一元のかつきめ細かな対応を図ることとされた。

このため、国は「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」を定め、その中で都道府県に協議会を設置することとしている。

2 目的

東京都全域の母子保健施策の充実強化及び総合的で効果的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について協議し、施策に反映させることを目的とする。

3 根拠

- (1) 母子保健法第5条
- (2) 母子保健施策の実施について <平成8年11月20日 厚生省児童家庭局長通知>
- (3) 東京都母子保健運営協議会設置要綱 <平成9年7月14日 9衛健母第493号>

4 設置時期

平成9年7月1日

5 委員構成（要綱第3条）

- (1) 学識経験者 10名以内
 - (2) 関係団体の代表者 5名以内
 - (3) 関係行政機関の職員 10名以内
- ※ 令和4年度委員内訳（計16名）
- ア 学識経験者 8名
- イ 関係団体 3名（医師会・歯科医師会・産婦人科医会）
- ウ 関係行政機関 5名（区・市・町村各1名、都保健所・教育庁各1名）

6 協議事項（要綱第2条）

- (1) 東京都における母子保健施策の在り方
- (2) その他福祉保健局長が必要と認める事項

7 開催回数

年1回

東京都母子保健運営協議会・母子保健事業評価部会の概要

<背景>

平成9年4月に母子保健法等が改正され、住民に身近で頻度の高い保健サービスは原則として市町村に委譲され、市町村において一元的かつきめ細やかな対応を図ることされた。このため、国は「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」を定め、その中で都道府県に協議会を設置することとしている。

東京都母子保健運営協議会

「東京都母子保健運営協議会設置要綱」

東京都における母子保健施策を充実強化し、総合的かつ効果的に推進するために設置する。専門の事項を検討するために、必要に応じて運営協議会に部会を置くことができる。

【協議事項】(1)東京都における母子保健施策の在り方

(2)その他福祉保健局長が必要と認める事項

【委員構成】局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）

(1)学識経験者 10名以内 (2)関係団体の代表 5名以内

(3)関係行政機関の職員等 10名以内

母子保健事業評価部会

「母子保健事業評価部会設置要綱」

東京都母子保健運営協議会に母子保健事業評価部会として設置する。

部会長は、必要があると認めるときは、作業班を設置することができる。

【検討事項】(1)区市町村の母子保健事業実施状況に係る事項

(2)母子保健情報の解析・評価及び提供に係る事項

(3)その他福祉保健局長が必要と認める事項

【委員構成】局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）

(1)学識経験者及び関係団体の代表 3名以内

(2)関係行政機関の職員等 12名以内

新生児聴覚検査連絡協議会

「新生児聴覚検査連絡協議会設置要領」

母子保健事業評価部会の作業班として、新生児聴覚検査連絡協議会を設置する。

【協議事項】(1)新生児聴覚検査の実施状況

(2)各機関の連携体制及び課題

(3)その他連絡協議会が必要と定める事項

【委員構成】局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）

(1)関係団体の代表 10名以内

(2)関係行政機関の職員 10名以内

母子保健運営協議会過去 5 年間の議題

年度	議題
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健事業の実施状況「母子保健事業報告年報」「東京の母子保健」の報告 ・ 妊娠・出産に関する支援の取組状況（妊娠期からの切れ目ない支援「子育て世代包括支援センター」「出産・子育て応援事業」等事業と実績）について ・ 東京都の各種相談事業・研修について ・ その他：児童福祉法等の一部改正について、子ども虐待による死亡事例検証結果等について（第 13 次報告）の概要、慢性疾病を抱える児童等の実態調査（概要）、平成 30 年度東京都予算案について等
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の母子保健水準の動向 ・ 区市町村における母子保健の実施状況（乳幼児健診等の実施状況、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の取組）母子保健事業評価部会報告 ・ 東京都の母子保健施策（妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備、各種母子保健事業、乳児用液体ミルク、令和 2 年度予算案） ・ その他：東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告、東京都子供への虐待の防止等に関する条例、「体罰などによらない子育て」普及啓発について等
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の母子保健水準の動向 ・ 区市町村における母子保健の実施状況（乳幼児健診等の実施状況、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の取組）母子保健事業評価部会報告 ・ 東京都の母子保健施策（妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の整備、各種母子保健事業、新型コロナウイルス感染症に関連した事業、令和 3 年度予算案）、 ・ その他：東京都児童福祉審議会提言「新たな児童相談のあり方について」、東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告、新型コロナウイルス感染症流行下における母子保健事業実施状況調査結果、「東京都移行期医療支援センター」の開設について等
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の母子保健水準の動向 ・ 区市町村における母子保健の実施状況（乳幼児健診等の実施状況、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の取組）母子保健事業評価部会報告 ・ 東京都の母子保健施策（妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の整備、各種母子保健事業、新型コロナウイルス感染症に関連した事業、令和 4 年度予算案）、 ・ その他：東京都児童福祉審議会提言「新たな児童相談のあり方について」、東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告、新型コロナウイルス感染症流行下における母子保健事業実施状況調査結果、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」「子育て応援パートナー事業」について等
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の母子保健水準の動向 ・ 区市町村における乳幼児健診等の実施状況（乳幼児健診等の実施状況） ・ 東京都の母子保健施策（妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の整備、東京ユースヘルスケア推進事業、予防のための子供の死亡検証（GDR）について）